

SHINWA NEWS

通勤手当の非課税限度額の引上げと
インボイス制度の経過措置について

令和7年12月
(No. 25)

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

今回は、その改正内容と年末調整での対応とインボイス制度の経過措置の控除割合引下げ時の取扱いについてご紹介いたします。

[1] 改正の内容

(1) 改正後の非課税限度額

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

そのため、令和7年分の年末調整で対応が必要となる場合があります。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和7年4月1日以後)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度150,000円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)
	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度150,000円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度150,000円)	同 左

(2) 改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

- ① 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当
- ② 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの
- ③ ①又は②の通勤手当の差額として追加支給されるもの

[2] 年末調整での対応

改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われているため、改正後の非課税限度額を適用し、過納となる税額がある場合には、令和7年分の年末調整の際に精算することになります。

年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

- (1) 既に改正前の非課税限度額を適用し、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。
- (2) 源泉徴収簿の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、(1)の計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。
- (3) 源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額から(2)の新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。
- (4) 以上により、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれることになるため、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

[3] インボイス制度の経過措置の控除割合引下げ時の取扱い

国税庁は令和7年10月28日、「インボイスの取扱いに関するご質問」を2問追加しました。

令和8年10月1日に免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の控除割合が80%から50%に引下げられます。

そのため、同日前後の取引における控除割合の適用関係について明らかにしました。

- (1) 同日前後の取引における控除割合については、適用する「課税仕入れの時期」で判断することになります。役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日になります。一方で、商品の仕入れ(資産の譲受け)の場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しのあった日となります。
- (2) 同日を跨ぐ取引に係る前払費用を法人税の計算において、短期前払費用として処理する場合には、その全額に80%の控除割合の適用を認めることができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。